

出部保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当園が利用を希望する保護者に説明すべき内容を次のとおりです。ご確認ください。

1 事業者の運営主体

(事業者の名称) 社会福祉法人井原福社会
(事業所の所在地) 岡山県井原市上出部町 186 番地
(事業者の連絡先) 0866-62-1006
(代表者の氏名) 理事長 阪田 宗道
(定款に定める目的) 保育所出部保育園の設置経営 他

2 事業の概要

(種別) 認可保育所
(名称) 出部保育園
(所在地) 岡山県井原市上出部町 186 番地
(連絡先) TEL : 0866-62-1006 FAX : 0866-63-2670 E-MAIL : izuho@ibara.ne.jp
(施設長氏名) 園長 阪田 典子
(開設年月日) 昭和 42 年 10 月 1 日開園。
同年 11 月 7 日認可され児童福祉法による認可保育所となる。
(利用定員) 満 1 歳未満の子ども 10 名、3 歳未満児のうち満 1 歳以上の子ども 30 名、3 歳以上児の子ども 60 名 合計 100 名
(特別保育事業) 延長保育 障がい児保育 一時預かり事業 乳児等通園支援事業

3 施設・設備の概要及び職員体制

(敷地面積) 1165.15 m²
(園舎) 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 (1 階 307.78 m² 2 階 324.89 m² 3 階 28.0 m²)
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 (1 階 60.34 m² 2 階 64.00 m²)
(職員体制) 園長 1 名 主任保育士 1 名 保育士 11 名以上 (常勤保育士 4 名 非常勤保育士 9 名 保育補助 4 名 調理員 5 名 (委託業者社員))

4 保育を提供する日・時間及び休所日

(開所曜日・時間) 月曜日から土曜日まで 7 時 00 分～19 時 00 分
(保育時間) 標準保育 7 時～18 時 (11 時間) 短時間保育 8 時～16 時 (8 時間)
(延長保育) 標準保育 18 時～19 時 短時間保育 7 時～8 時 16 時～18 時

(休業日) 日曜日並びに国民の祝日、振替休日及び国民の休日
年末年始休暇 その他園長の指定した日

5 利用料金

(保育料) 保護者が移住する市町村が定める利用料

(主食費) 3歳以上児の主食は、主食費として一人月額2000円を当月諸費で徴収し、保育園で食材管理及び調理を行い提供します。欠席分の返金はしていません。

(延長保育代) 園児1人につき1回200円を翌月利用回数分合計して諸費で徴収します。事前に利用願いの出されていない方が急遽利用する場合、園児1人につき1回500円を翌月諸費で徴収します。

(その他) 保育参加等での保護者の給食費は1食390円を徴収します。

6 施設の目的と運営方針、提供する保育の内容

(施設の目的) 児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。

(運営方針) 法人の基本理念・基本方針・保育の目標の実現に努めます。

(提供する保育内容) 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、本園が定める全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

(児童の安全の確保) 施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組について安全計画を定めます。

7 保育理念・保育目標

(保育理念) 子ども一人ひとりを大切にし 保護者からも信頼され 地域に愛される保育園を目指す

(保育目標) 「大切にしたい保育」に基づき、十分に養護の行き届いた環境の下で一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちを育む

一人ひとりの子どもの発達過程を十分に理解し、育とうとしている意欲や心情を大切に育む

8 年間行事計画

(年間行事計画) 詳しくは「入園のしおり」やホームページをご覧ください。

9 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(利用の決定) 市が行う利用調整による

(退園理由)

- (1) 児童福祉法第 24 条による入所決定理由が解消したとき
- (2) 私的契約児で理由なく保育料を 1 か月以上滞納したとき
- (3) その他入所決定権者と協議のうえ適当と認められたとき

(留意事項) 保護者の方で著しく当園の保育の妨げになるような行為があったり、他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動がみられた場合には園にて話し合いをしていた
だき、相互理解を図りますがご理解いただけなかったり、言動に改善が認められなかったり
する場合には、第三者委員を交えて話し合い、井原市への報告を行い、保護者の園内への立
ち入りの禁止や転園勧告をさせていただきます。

10 嘱託医・嘱託歯科医

(内科・小児科) ほそや医院 細谷 正晴先生 井原市七日市町 102 0866-62-1373
(歯科) 守本歯科 守本 明彦先生 井原市下出部町二丁目 13-3 0866-67-9480

11 緊急時における対応

(対応方法) 保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、事故、その他緊
急事態が生じたときは、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、嘱託医あるいは利用乳幼
児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。必要に応じて、井原市にも連絡します。

12 非常災害時の対応

(防火管理者) 園長 阪田 典子

(防災計画) 消防計画 洪水時の避難確保計画 安全計画 B C P 作成中

(避難訓練) 避難及び初期消火を想定した訓練を最低月 1 回実施

(防災設備) 消火器・誘導灯・火災報知器・非常通報装置

(避難場所) 園外における第一避難場所 出部小学校、第二避難場所 出部公民館

(災害時の対応) 休園等の判断は井原市保育協議会の避難情報発令時等における対応ガ
イドラインに準じます。

緊急災害時にはできる限りの情報発信に努めますが、緊急メール以外の個人的な連絡は出
来かねます。保護者自らの自主的な判断のもと、速やかにお迎えをお願いします。

(指定避難所) 保育園は指定避難所ではない、保育を優先させるために衛生的で安全な環
境を保つ必要がある等、被災者と共通理解をした上で、あくまで保育を継続できる範囲で緊
急性の高い場合のみ一時的に受け入れる場合があります。

13 賠償責任保険の加入状況

(保険の種類) 日本スポーツ振興センター災害共済

(保険の内容) (独)日本スポーツ振興センターの災害保険に加入し、健康保険の負担分

を補填します。

14 虐待防止等の措置

(体制整備等) 利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

(緊急時の対応) 利用乳幼児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他関係法令等に従い、そして、当園の負う通告義務に従い、関係機関への通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

15 個人情報の取り扱い

(1) 保育中の個人情報保護に関して、プライバシー保護には十分に配慮して対応いたします。

報道機関による撮影や、園だより・ホームページ等への写真及び動画を使用する場合があります。

(2) プライバシー保護や安全上の理由により、保護者が撮影した映像のSNS等インターネット上への投稿には十分にご配慮ください。

(3) 携帯電話・スマートフォン(以下スマホという)につきまして、保育に参加される行事の間は手元への携帯はお控えいただきますようご協力お願いします。

(保育者には災害時の緊急エリアメール受信のため、所持を義務付けています。)

- ① 通常保育中の動画や写真撮影は、ご遠慮ください。
- ② ふれあい登園日・保育参加・参観日は保育中につき、スマホの使用はお控えください。
- ③ 入園式および卒園式中のカメラやスマホでの撮影はご遠慮ください。
- ④ 運動会では、業者による写真撮影と井原放送の撮影およびDVD販売を行う予定です。その他、行事等で撮影する場合があります。